八十三	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠六百八十七番地
八十四	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町六番九号
八十五	かみつけ信用組合	群馬県高崎市田町百二十五番地
八十六	東群馬信用組合	群馬県伊勢崎市境三百十五番地の五
八十七	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目六番八号
八十八	北部信用組合	東京都台東区雷門二丁目二番十号
八十九	ハナ信用組合	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
九十	中央商銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
九十一	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
九十二	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢千百九十八番地
九十三	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
九十四	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田千七百二十九番地
九十五	富山県信用組合	富山県富山市大手町三番五号
九十六	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
九十七	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町十七番地
九十八	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目十一番地二
九十九	益田信用組合	岐阜県下呂市森六百九十番地の一
百	京滋信用組合	京都府京都市右京区西院三蔵町二十番地の二
百一	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百二	中央信用組合	大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
百三	兵庫ひまわり信用組合	兵庫県神戸市長田区松野通一丁目三番二号
百四	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
百五	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町四番十二号
百六	福江信用組合	長崎県五島市中央町八番地十五
百七	熊本県信用組合	熊本県熊本市紺屋今町一番一号
百八	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十三年一月一日から平成二十三年六月三十日までとする。

○経済産業省告示第二百八十一号

商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）第六十七条第三号及び第六号の規定に基づき、商店街振興組合法施行規則第六十七条第三号及び第五号の規定に基づく経済産業大臣が指定する社債等の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

商店街振興組合法施行規則第六十七条第三号及び第五号の規定に基づく経済産業大臣が指定する社債等の一部を改正する告示

商店街振興組合法施行規則第六十七条第三号及び第五号の規定に基づく経済産業大臣が指定する社債等（平成十九年経済産業省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商店街振興組合法施行規則第六十七条第三号及び第六号の規定に基づく経済産業大臣が指定する社債等

本文中「商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）第六十七条第三号及び第五号」を「商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）第六十七条第三号及び第六号」に改める。

第一項中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。」を「信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。」に改める。

附則第二条第一項中「この告示の施行前」を「平成二十三年一月一日前」に、「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十五号」に、「指定格付機関」を「信用格付業者」に、「この告示の施行の日」を「平成二十三年一月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百四十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

表北上川水系の項中

「

北上川	左岸	岩手県盛岡市岩脇町十四番地先	岩手・宮城県境	館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、木橋、曲橋、大狐、禅寺、諏訪前
	右岸	同市下厨川字赤平四番地先		
雫石川	左岸	岩手県盛岡市城西町五十一番の一地先太田橋下流端	北上川への合流点	明治橋
	右岸	同市下太田字下川原百三十七番の一地先太田橋下流端		
中津川	左岸	岩手県盛岡市浅岸字柿木平五十八番の一地先市道水道橋下流端	北上川への合流点	山岸
豊沢川	左岸	岩手県花巻市豊沢町五十番地先豊沢橋下流端	北上川への合流点	朝日橋
	右岸	同市桜町一丁目二十六番の一地先豊沢橋下流端		
和賀川	左岸	岩手県北上市黒沢尻町字町分二十地割六十八番の二地先九年橋下流端	北上川への合流点	男山
	右岸	同市鬼柳町下鬼柳第五地割十五番の一地先九年橋下流端		

」を

東北地方整備局岩手河川国道事務所	
盛岡地方気象台	